

多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

1 取組の推進に関する基本的考え方

京都府内の農山村地域では、過疎化・高齢化・混住化等による集落機能の低下・地域コミュニティの弱体化により、農地・農業用水等の維持管理・農村環境の保全・形成等が困難となっている。

府では、従来から地域特性を活かした収益性の高い農業の実現等を目指し、ほ場整備をはじめとする基盤整備や、農業経営支援、担い手農家や農作業受託組織の育成等の様々な農業振興策に取り組んできた。平成19年から「農と環境を守る地域協働活動支援事業」に取組み、農村環境の維持管理や農家と非農家の協働による新たな体制構築等、農村の地域力再生やコミュニティづくりに大きな効果を発揮してきた。

地域農業は生産活動と集落協働活動が一体となって展開され、多様な担い手の活躍により一層の発展が期待されるものであることから、本対策を農業農村振興の重要な施策として位置づけ、持続可能な地域農業を下支えするため、農地・農業用水等の資源、農村環境の保全活動及び農地周りの農業用排水路等の施設の長寿命化に対する支援により、府内の農山村地域に振興を積極的に図る。

2 農地維持支払交付金に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1－2の活動指針を基礎として、地域協働で実施する農用地や水路、農道等、地域資源の基礎的な保全管理活動を対象とする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア 地域資源の基礎的な保全活動

地域活動指針の地域資源の基礎的な保全活動のすべての項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動区分は除外する。

イ 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

地域活動指針の地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、取組を1以上実施する。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア 地域資源の基礎的な保全活動

区 分	活動項目の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農道
活動項目	農道の除排雪
活動内容	活動計画書に位置付けた農道の路面・路肩・法面やその周辺部の除排雪や融雪剤の散布を行い、通行及び農業生産に支障が生じないようにすること。
活動要件	－

イ 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

区 分	
活動区分	
活動項目	
活動内容	
活動要件	

④ 農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙１）

京都府の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙１のとおりとする。

（２）交付単価

① 基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要綱別紙１第６に定める交付単価以内とし、地域協働による地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のため推進活動を行う組織を支援する。

② 農地維持支払交付金の交付単価

適用	地目	農地維持支払交付金の１０アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	３,０００円	１,５００円
	畑	２,０００円	１,０００円
	草地	２５０円	１２５円

（３）交付金の算定の対象とする農用地

多面的機能支払交付金実施要綱別紙１第３の２の規定に基づき多面的機能の発揮の観点から対象農用地とすることが特に必要な農用地は以下のとおりとする。

① 生産緑地法に基づく生産緑地

② 府及び各市町村との契約、条例、法律等に基づき保全が図られている農用地又は保全を図る必要のある農用地

③ 農振農用地と一体的な農振白地及び市街化区域内の農用地であって、多面的機能発揮の観点から、一体的な取組が必要と認められる農地

（４）その他必要な事項

なし

３ 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項

（１）地域活動指針の策定、同指針に基づき定める要件の設定、交付単価等

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記 1－2 の活動指針を基礎として、地域協働で実施する農用地や水路、農道等、地域資源の質的向上を図る活動を対象とする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア 施設の軽微な補修

地域活動指針の施設の軽微な補修のすべての項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動区分は除外する。

イ 農村環境保全活動

地域活動指針の農村環境保全活動について、取り組むテーマを 1 以上定めた上で、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの取組を 1 以上実施する。

ウ 多面的機能の増進を図る活動

(ア) 地域活動指針の多面的機能の増進を図る活動について、取組を 1 以上実施する。

(イ) 広報活動・農村関係人口の拡大は毎年度実施する。ただし、対象農用地に中山間地域等が含まれる場合は、広報活動・農村関係人口の拡大の実施を必ずしも求めるものではない。

なお、中山間地域等とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 956 号）の農業地域類型区分のうち、山間農業地域若しくは中間農業地域に該当する区域、又は特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 4 項の規定に基づき公示された特定農山村地域、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）、若しくは半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域、棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域に該当する区域をいう。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア 施設の軽微な補修

区 分	活動項目の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	農用地の軽微な補修等
活動内容	鳥獣害防護用のわなの補修・設置 鳥獣害防止のためのわなの補修や設置等を行うこと。 ただし、わなの設置については狩猟免許や捕獲許可が必要であるため注意すること。 なお、鳥獣に関する他事業等と重複しないこと。

活動要件	—
区 分	活動項目の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	配水操作
活動内容	地域の配水計画に基づいて、配水操作を行うこと。
活動要件	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、農用地の軽微な補修等、必要な活動項目を毎年度実施する。
区 分	活動項目の追加
活動区分	研修
対象施設等	—
活動項目	機能診断・補修技術等の研修
活動内容	資機材・機械等の操作等に関する研修 対象組織による施設の適正管理を適切かつ安全に行えるように、草刈機等の資機材・機械等の操作やメンテナンスに関する講習会の実施や、草刈機取扱作業者安全衛生教育講座の受講等を行うこと。
活動要件	—

イ 農村環境保全活動

区 分	
活動区分	
テーマ	
活動項目	
活動内容	
活動要件	

ウ 多面的機能の増進を図る活動

区 分	活動項目の追加
活動区分	多面的機能の増進を図る活動
活動項目	鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化
活動内容	鳥獣被害防止のための有害鳥獣の追い払い等、農地利用や地域環境の改善のための取組を行うこと
活動要件	—

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙２）

京都府の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙２のとおりとする。

⑤ 水田貯留機能強化計画の策定について

対象組織が資源向上活動における水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を実施する場合においては、市町村は、多面的機能支払交付金実施要領第２の６の規定に基づき、その対象区域を定めた水田貯留機能強化計画を策定する。

（２） 交付単価

① 基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要綱別紙２第６に定める交付単価以内とし、地域協働による地

域資源の質的向上を図る活動を行う組織を支援する。

②資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

適用	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	2,400 円	1,200 円
	畑	1,440 円	720 円
	草地	240 円	120 円
継続地区の交付単価	田	1,800 円	900 円
	畑	1,080 円	540 円
	草地	180 円	90 円

なお、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、上記交付単価に 5 / 6 を乗じた額以内を交付単価とする。

③ 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の加算単価

a 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

適用	地目	多面的機能の更なる増進に向けた活動加算の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	400 円	200 円
	畑	240 円	120 円
	草地	40 円	20 円
継続地区の交付単価	田	300 円	150 円
	畑	180 円	90 円
	草地	30 円	15 円

* 「a 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援」の取り扱いは、多面的機能支払交付金実施要綱別紙2第6の2の（1）のウのaのとおりとする。

b 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

適用	地目	水田の雨水貯留機能の強化に向けた活動加算の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	400 円	200 円
継続地区の交付単価	田	300 円	150 円

* 「b 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援」の取り扱いは、多面的機能支払交付金実施要綱別紙2第6の2の（1）のウのcのとおりとする。

c 環境負荷低減の取組への支援

適用	区分	環境負荷低減の取組の 10 アール 当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	長期中干し	800 円	400 円
	冬期湛水	4,000 円	2,000 円
	夏期湛水	8,000 円	4,000 円
	中干し延期	3,000 円	1,500 円
	江の設置等 (作溝実施)	4,000 円	2,000 円
	江の設置等 (作溝未実施)	3,000 円	1,500 円
継続地区の 交付単価	長期中干し	600 円	300 円
	冬期湛水	3,000 円	1,500 円
	夏期湛水	6,000 円	3,000 円
	中干し延期	2,250 円	1,125 円
	江の設置等 (作溝実施)	3,000 円	1,500 円
	江の設置等 (作溝未実施)	2,250 円	1,125 円

＊「c 環境負荷低減の取組への支援」の取り扱いは、多面的機能支払交付金実施要綱別紙 2 第 6 の 2 の (1) のウの d 及び、多面的機能支払交付金実施要領別記 1－2 第 4 の 5 から 7 のとおりとする。

d 組織の体制強化に対する支援

区分	1 組織当たりの交付額	左記のうち国の助成
広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	400,000 円	200,000 円

＊「d 対象組織への組織の体制強化に対する支援」の取り扱いは、多面的機能支払交付金実施要綱別紙 2 第 6 の 2 の (3) アのとおりとする。

e 組織の広域化・体制強化に対する支援

区分	1 組織当たりの交付額	左記のうち国の助成

① 中山間地域等条件不利地域以外の地域 100ha 以上、200ha 未満	40,000 円	20,000 円
② 中山間地域等条件不利地域 3 集落以上又は 50ha 以上、200ha 未満		
200ha 以上 1,000ha 未満又は 特定非営利法人	80,000 円	40,000 円
1,000ha 以上	160,000 円	80,000 円

＊「e 組織の広域化・体制強化に対する支援」の取り扱いは、多面的機能支払交付金実施要綱別紙 2 第 6 の 2 の（3）イによる他、広域協定の取り扱いは、本方針「5 広域協定の規模」によることとする。

（3）交付金の算定の対象とする農用地

多面的機能支払交付金実施要綱別紙 2 第 3 の 2 の規定に基づき多面的機能の発揮の観点から対象農用地とすることが特に必要な農用地は以下のとおりとする。

- ① 生産緑地法に基づく生産緑地
- ② 府及び各市町村との契約、条例、法律等に基づき保全が図られている農用地又は保全を図る必要のある農用地
- ③ 農振農用地と一体的な農振白地及び市街化区域内の農用地であって、多面的機能発揮の観点から、一体的な取組が必要と認められる農地

（4）その他必要な事項 なし

4 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

（1）地域活動指針に基づき定める対象施設や対象活動等

① 基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記 1－2 の活動指針を基礎として、集落が管理する農地周り水路、農道、ため池を対象施設とし、施設の長寿命化を図るための補修又は更新等を対象活動とする。

なお、農地に係る施設・活動については、集落が管理する水路、農道等の施設の長寿命化のための活動を行うことを優先とするが、対象組織において農地の生産機能を維持するためにやむを得ず必要という合意のもと、交付金の範囲の中でその優先順位を変えて対象活動とすることができるものとする。

また、京都府ではよりきめ細かな補修・更新等に対応するため以下③の活動を追加設定する。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

a 工事 1 件あたり 200 万円以上の活動を実施する要件

ア 内容について知事と協議を求める要件

工事 1 件あたり 200 万円以上の対象施設について、その緊急度等を踏まえ、農業農村整備事業管理計画の優先順位を見直しても、予算規模等から 5 年以内の事業化が困難な場合及び適用可能な事業がない場合に限り、京都府と市町村が協議の上、実施を認める。

なお、他事業の検討にあたっては、組織の「地域資源保全管理構想」等に基づき、他事業での事業実施の可能性を検討する。

工事１件とは、水路、農道の幹支線毎、施設の更新、補修等、工種の異なる工事は別工事と見なし、複数の工事１件を纏めた発注を示すものではない。また、工事がやむを得ない理由により、工事１件の変更後の工事費について、２００万円以上となることが判明した時点で「長寿命化整備計画書」を市町村へ提出する。なお、当初工事費の３割以内の場合は、市町村が認定するものとし、３割を超過する場合は、京都府と市町村が実施の可否について協議を行うものとする。

イ 京都府又は推進組織が行う技術的指導の内容

京都府又は推進組織は市町村の「長寿命化整備計画書」認定にあたり、要件の合致、必要性、工法選定、工事計画等について、審査及び技術的指導を実施する。

現場条件の変更など計画変更時にも必要に応じて審査及び技術的指導を実施する。

ｂ その他

緊急性が特に高い施設（ポンプ、ゲート）は、実施施設を市町村が確認の上、妥当と判断した場合、aの適用は受けないものとする。

但し、この場合にあっても長寿命化整備計画書の作成・提出を必須とし、再度、他事業での事業実施の可能性についても検討するものとする。

③ 地域の状況に応じて追加する施設区分や対象活動

施設区分		対象活動		
		分類	活動項目	活動内容
集落が管理する施設	水路	補修	取水施設の補修	井堰等の破損、老朽箇所の補修
		補修	水路法面等の補修	張りコンクリート等の破損箇所の補修
		補修	水路の浚渫 (頭首工含む)	水路や井堰等の土砂の浚渫 (日常管理だけでは解消が困難な場合、機械等を用いて浚渫するなどの対策を行う)
		更新等	取水施設の更新	井堰等の施設全体の改修
		更新等	法面管理用小段の設置・更新	草刈り等の法面管理用の小段の設置、更新
	農道	補修	橋梁の補修	床版、高欄、舗装箇所等の補修
		更新等	法面管理用小段の設置・更新	草刈り等の法面管理用の小段の設置、更新
	ため池	補修	浚渫	貯水量確保のための浚渫
農地に係る施設	農地	補修	法面管理用小段の補修	法面管理用小段の補修
		更新等	畦畔除去	田の畦畔の除去
		更新等	客土	田の基盤への客土
		更新等	法面勾配の緩和、法面管理用小段の設置・更新	草刈り等の法面管理用のため法面勾配の緩和、小段の設置、更新
	排水施設	補修	暗渠・明渠排水の	対象施設の破損・老朽箇所の補修

			補修	
		更 新 等	暗渠・明渠排水の 設置	対象施設の更新・設置
	給排水施 設	補修	給排水施設の補修	対象施設の破損・老朽箇所の補修
		更 新 等	給排水施設の設置	対象施設の更新・設置
	鳥獣害対 策施設	補修	鳥獣害防護柵の補 修	柵の破損、老朽箇所の補修
		更 新 等	鳥獣害防護柵の更 新	形状の劣化、破損等が生じた箇所の 更新

④ 対象施設・対象活動に関する指針（別紙３）

京都府の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象施設・対象活動に関する指針は、別紙３のとおりとする。

（２）その他必要な事項

今後、農業農村整備事業（新規整備、再整備等含む）の実施が見込まれる施設等は、財産処分制限年数を超えるまでは返還対象となるため、原則、対象外とする。

（３）資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の交付単価

① 基本的な考え方

多面的機能支払交付金実施要綱別紙２第６の２の（２）の単価以内とし、直営施工を実施しない場合には、当該単価に５／６を乗じた単価とし、老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を行う組織を支援する。ただし、本方針「５広域協定の規模」に示す要件を満たす活動組織で、令和６年度に資源向上活動（長寿命化）を行っている場合は、直営施工を実施しない場合であっても、同年度を含む当該活動期間中に限り、基本単価を適用する。

また、本方針「５広域協定の規模」に示す要件を満たしていない活動組織の交付額は、上記単価に対象農用地面積を乗じて得た金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に２００万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。

適用	地目	施設の長寿命化のための活動の１０アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価（上限単価）	田	４,４００円	２,２００円
	畑	２,０００円	１,０００円
	草地	４００円	２００円
５／６単価（上限単価） （直営施工を実施しない活動組織）	田	３,６６６円	１,８３３円
	畑	１,６６６円	８３３円
	草地	３３３円	１６６円

＊ 表中の単価は上限単価であり、予算の範囲内で単価は市町村の判断により定めることができる。単価が上限額未満の場合は、国の助成単価は当該単価の１／２以下、国と京都府を合わせた助成単価は３／４以下とする。また、単価が上限額未満の場合、上限額の範囲まで市町村が単独費用を追加することができる。

（４）交付金の算定の対象とする農用地

多面的機能支払交付金実施要綱別紙２第３の２の規定に基づき多面的機能の発揮の観点から対

象農用地とすることが特に必要な農用地は以下のとおりとする。

- ① 生産緑地法に基づく生産緑地
- ② 府及び各市町村との契約、条例、法律等に基づき保全が図られている農用地又は保全を図る必要のある農用地
- ③ 農振農用地と一体的な農振白地及び市街化区域内の農用地であって、多面的機能発揮の観点から、一体的な取組が必要と認められる農地

5 広域協定の規模

京都府内においては、活動組織当たりの協定面積規模が小さく、また、経営体当たりの経営耕地面積についても、全国平均を下回ることから、広域協定の対象とする区域が50ha以上又は協定に参加する集落が3集落以上（ただし、中山間地域等の条件不利地域を含んでいない場合は、100ha以上）の規模を有していれば、広域活動組織を立ち上げることができるものとする。

6 地域の推進体制

（１）基本的な考え方

本交付金による取組は、京都府、市町村、ＪＡ京都中央会、京都府農業会議、京都府土地改良事業団体連合会で構成する京都府農地・水・環境保全向上対策協議会と活動組織との連携により推進することとする。

また、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金による取組を併せて推進し、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図る。

（２）関係団体の役割分担

① 京都府

- ・ 本交付金の実施状況等の評価を行うため、第三者委員会を設置・運営する。
- ・ 京都府の多面的機能支払の実施に関する基本方針を策定する。
- ・ 毎年度、対象組織の多面的機能支払交付金の実施を確認し、適切な活動実施のための指導を行う。

② 市町村

- ・ 管内の活動組織との協定の締結又は広域活動組織の事業計画を認定する。
- ・ 毎年度、対象組織の多面的機能支払交付金の実施を確認し、適切な活動実施のための指導を行う。
- ・ 多面的機能支払交付金について、対象組織から提出された申請書等を審査する。

③ 京都府農地・水・環境保全向上対策協議会

- ・ 毎年度、対象組織を対象とした説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知する。
- ・ 対象組織に対し、適宜指導を行い、事業計画書に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。
- ・ 本交付金の普及・推進を図るため、推進に関する手引きを作成する。
- ・ 活動組織の事務手続きの支援等を行う組織の特定非営利法人化に対して、支援を行う。
- ・ 中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金の取組推進を併せて実施する。

（３）市町村等への推進交付金の交付の方法

市町村への推進交付金については、国から京都府に交付を受けた額のうち、市町村推進事業の

実施に必要な経費を京都府農と環境を守る地域協働活動交付要綱に従い、京都府から管内市町村に交付するものとする。

また、地域協議会への推進交付金についても、国から京都府に交付を受けた額のうち、地域協議会推進事業の実施に必要な経費を京都府農と環境を守る地域協働活動交付要綱に従い、京都府から地域協議会に交付するものとする。

- (4) その他必要な事項
なし

附 則（令和7年7農村第1150号）

- 1 本要綱基本方針は、令和7年9月16日から施行する。
- 2 令和7年度の事業計画認定は令和7年4月1日に遡り、本要綱基本方針を適用する。

【参考添付資料】

- （参考1）関係団体の役割分担表
- （参考2）実施体制図
- （参考3）令和4年度の多面的機能支払の実施に関する基本方針

<参考1>

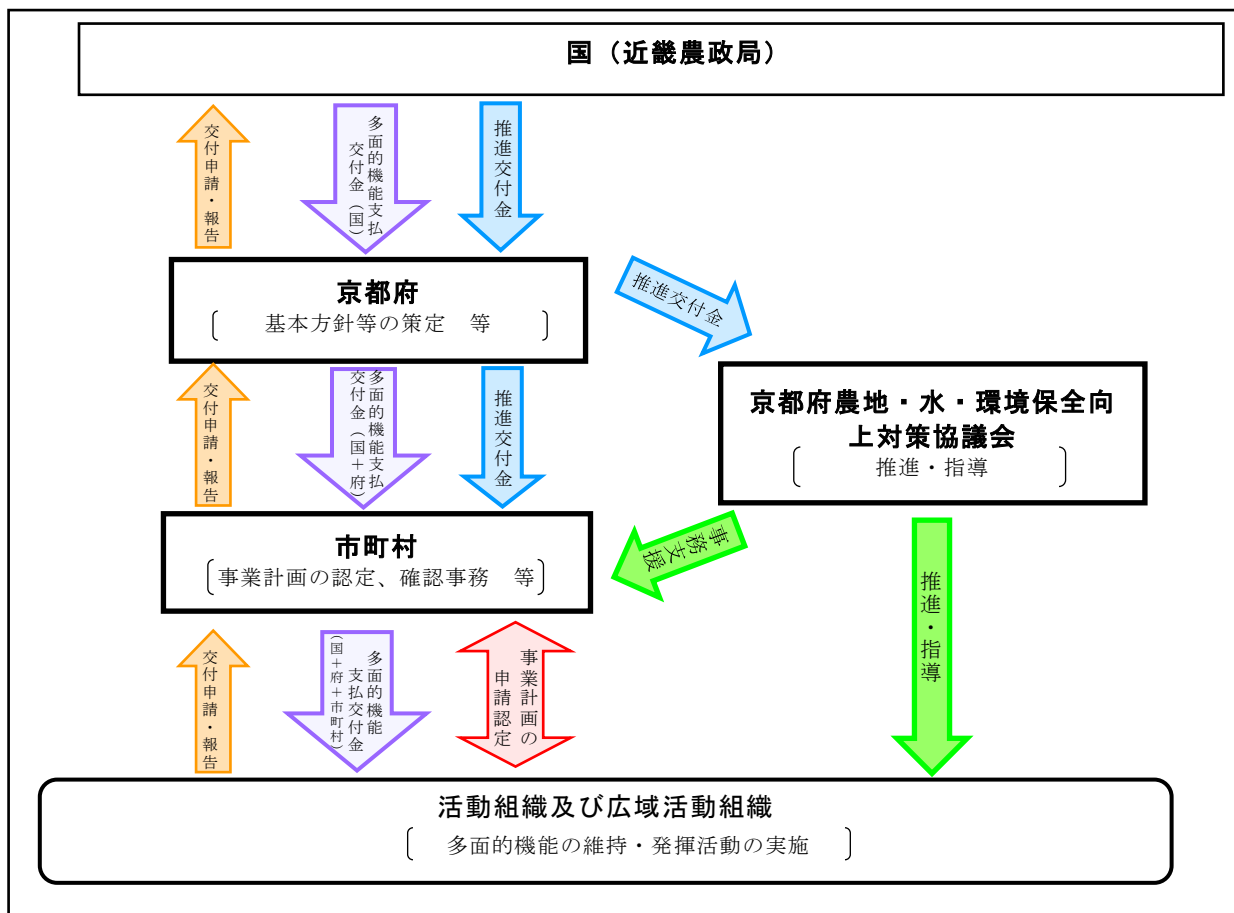
関係団体の役割分担表

事業内容	実施主体			備考
	京都府	関係市町村	推進組織	
多面的機能支払推進交付金				
1 法基本方針の策定	○			
2 促進計画の策定		○		
3 第三者機関の設置、運営	○			
4 要綱基本方針の策定	○			
5 (1) 事業計画の指導、審査		○		
(2) 事業計画の認定		○		
6 (1) 広域協定の指導、審査		○		
(2) 広域協定の認定		○		
7 (1) 実施状況確認		○		
(2) 実施状況報告		○		
8 推進・指導				
(1) 活動組織等への説明会	○	○	○	
(2) 活動に関する指導、助言	○	○	○	
(3) 推進に関する手引きの作成			○	
(4) 活動組織を支援する組織への支援			○	
9 通知、交付		○		
10 その他推進事業の実施に必要な事項				
(1) 府民への幅広いPR・啓発活動	○	○	○	

(注)「その他推進事業の実施に必要な事項」には具体的な内容を記載する。

<参考2>

実施体制図



(別紙1)

京都府 地域活動指針及び同指針に基づく要件
(農地維持活動)

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

1 地域資源の基礎的な保全活動

地域活動指針				活動要件
活動区分		活動項目	活動の内容	
点検・ 計画 策定	点検	1 点検	【農用地】 □遊休農地等の発生状況の把握 【水路（開水路、パイプライン）、農道、ため池（管理道路含む）】 □施設の点検	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。
	計画策定	2 年度活動計画の策定	□年度活動計画の策定	点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。
研修		3 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修	□活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修、機械の安全使用に関する研修	事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修について、5年間に各1回以上実施する。
実践 活動	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理	□遊休農地発生防止のための保全管理	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・法面・防風林の草刈り等を毎年度実施する。 ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる活動項目を実施する。
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り	□畦畔・農用地法面等の草刈り □防風林の枝払い・下草の草刈り	
		6 鳥獣害防護柵等の <u>保 守管理</u>	□鳥獣害防護柵の適正管理 □防風ネットの適正管理	
	水路（開水路・パイプライン）	7 水路の草刈り	□水路の草刈り □ポンプ場、調整施設等の草刈り	
		8 水路の泥上げ	□水路の泥上げ	

			☐ ポンプ吸水槽等の泥上げ	
		9 水路附帯施設の保守管理	☐ かんがい期前の注油 ☐ ゲート類等の保守管理 ☐ 遮光施設の適正管理	
	農道	10 農道の草刈り	☐ 路肩・法面等の草刈り	
		11 農道側溝の泥上げ	☐ 側溝の泥上げ	
		12 路面の維持	☐ 路面の維持	
		101 農道の除排雪	☐ 農道の除排雪	
	ため池	13 ため池の草刈り	☐ ため池の草刈り	
		14 ため池の泥上げ	☐ ため池の泥上げ	
		15 ため池附帯施設の保守管理	☐ かんがい期前の施設の清掃・防塵 ☐ 管理道路の管理 ☐ 遮光施設の適正管理 ☐ ゲート類の保守管理	
	共通	16 異常気象時の対応	☐ 異常気象後の見回り ☐ 異常気象後の応急措置	

2 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

地域活動指針		活動要件
活動区分	活動項目	
地域資源の適切な保全管理のための推進活動	17 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催	該当する活動項目を選択し、毎年度実施する。
	18 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	
	19 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査	
	20 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会の開催	
	21 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査	
	22 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会	

第2 活動の説明

1 地域資源の基礎的な保全活動

（1）点検・計画策定

ア 点検

【農用地に関する活動内容】

□遊休農地等の発生状況の把握

- ・活動計画書に位置付けたすべての農用地について、遊休農地等の発生状況を把握すること。

【水路（開水路、パイプライン）に関する活動内容】

□施設の点検

- ・活動計画書に位置付けたすべての水路について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。
- ・活動計画書に位置付けたすべてのパイプラインについて、ポンプ吸水槽等の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。
- ・かんがい期前に通水試験を実施し、通水状況を把握すること。

【農道に関する活動内容】

□施設の点検

- ・活動計画書に位置付けたすべての農道について、路面の凹凸の状況、側溝の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。

【ため池（管理道路含む）に関する活動内容】

□施設の点検

- ・活動計画書に位置付けたすべてのため池について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）、管理道路の状況（側溝のゴミの投棄状況含む）を確認すること。
- ・ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池付帯施設の点検を行うこと。

イ 計画の策定

□年度活動計画の策定

- ・点検・機能診断結果も踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。

（２）研修（事務・組織運営に関する研修、機械の安全使用に関する研修）

□活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修、機械の安全使用に関する研修

次の２つの研修について、５年間に各１回以上実施する。２つを合わせて実施することも可能とする

- ・活動の円滑な実施が図られるように、活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修を行うこと。
- ・共同活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機など）について、

安全使用に関する研修会・講習会等を受講し、その内容を構成員と情報共有し活動に反映させること。

(3) 実践活動

ア 農用地に関する活動内容

①遊休農地発生防止のための保全管理

□遊休農地発生防止のための保全管理

- ・農地の草刈り等や害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。

②畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り

□畦畔・農用地法面等の草刈り

- ・ほ場内の作業性の確保、病虫害発生低減等のために、活動計画書に位置付けた畦畔・農用地法面やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しない。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□防風林の枝払い・下草の草刈り

- ・ほ場隣接の防風林やその周辺部の枝払い、草刈り又は除草等の作業により、適正な管理を行うこと。この際には、枝払いや草刈り又は除草活動後の草等を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

③鳥獣害防護柵等の保守管理

□鳥獣害防護柵の適正管理

- ・鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。

□防風ネットの適正管理

- ・防風ネットの下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。

イ 水路（開水路・パイプライン）に関する活動内容

①水路の草刈り

□水路の草刈り

- ・通水機能の維持、病虫害発生低減等のために、活動計画書に位置付けた水路やその周辺部の草刈り又は除草を行い、通水機能等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農

業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□ポンプ場、調整施設等の草刈り

- ・活動計画書に位置付けたポンプ場、調整施設、営農飲雑用水施設等のパイプライン付帯施設やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

②水路の泥上げ

□水路の泥上げ

- ・活動計画書に位置付けた水路の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□ポンプ吸水槽等の泥上げ

- ・点検の結果必要となる場合には、活動計画書に位置付けたポンプ吸水槽等の泥上げを実施し、施設機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

③水路附帯施設の保守管理

□かんがい期前の注油

- ・活動計画書に位置付けた制水弁等への注油により、施設機能に障害が生じないようにすること。

□ゲート類等の保守管理

- ・腐食等により劣化しやすいゲート、水門、除塵機等の開水路付帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、塗料や被覆資材の再塗布、管理運転等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

□遮光施設の適正管理

- ・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。

ウ 農道に関する活動内容

①農道の草刈り

□路肩・法面等の草刈り

- ・活動計画書に位置付けた農道の路肩・法面やその周辺部の草刈り、除草又は枝払いを行い、通行及び農業生産に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置し

ないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

②農道側溝の泥上げ

☐側溝の泥上げ

- ・活動計画書に位置付けた農道側溝の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

③路面の維持

☐路面の維持

- ・活動計画書に位置付けた農道への砂利の補充を行う等、通行の障害となる程度の路面の凹凸をなくすようにすること。

④農道の除排雪

☐農道の除排雪

- ・活動計画書に位置付けた農道の路面・路肩・法面やその周辺部の除排雪や融雪剤の散布を行い、通行及び農業生産に支障が生じないようにすること。

エ ため池に関する活動内容

①ため池の草刈り

☐ため池の草刈り

- ・活動計画書に位置付けたため池やその周辺部の草刈り又は除草を行い、ため池の機能等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、ため池の機能及び農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

②ため池の泥上げ

☐ため池の泥上げ

- ・活動計画書に位置付けたため池の泥上げを実施し、ため池の貯水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

③ため池附帯施設の保守管理

☐かんがい期前の施設の清掃・防塵

- ・活動計画書に位置付けたため池の施設について、清掃、除塵等の保守活動を行い、ため池の貯水及び配水等機能に障害が生じないようにすること。

□管理道路の管理

- ・活動計画書に位置付けたため池の管理道路を補修（草刈り、側溝の泥上げ、通行の障害となる程度の路面の凹凸の解消等）し、管理道路としての機能に障害が生じないようにすること。

□遮光施設の適正管理

- ・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。

□ゲート類の保守管理

- ・腐食等により劣化しやすいゲート類等のため池付帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、又は、塗料や被覆資材の再塗布等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

オ 共通

【農用地に関する異常気象時の対応】

□異常気象後の見回り

- ・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、畦畔、排水口、法面等の見回りを行い、状況を把握すること。

□異常気象後の応急措置

- ・異常気象等後の見回りの結果、農用地に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

【水路（開水路・パイプライン）に関する異常気象時の対応】

□異常気象後の見回り

- ・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、水路の見回りを行い、施設状況を把握すること。
- ・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、地上部のパイプライン付帯施設（ポンプ場、調整施設等）の見回りを行い、施設状況を把握すること。

□異常気象後の応急措置

- ・異常気象等後の見回りの結果、水路に土砂や雑木等がみられる場合や水路の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。
- ・異常気象等後の見回りの結果、パイプライン及び付帯施設の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

【農道に関する異常気象時の対応】

□異常気象後の見回り

- ・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、農道の見回りを行い、施設状況を把握すること。

☐ 異常気象後の応急措置

- ・異常気象等後の見回りの結果、農道に土砂や雑木等がみられた場合や農道機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

【ため池に関する異常気象時の対応】

☐ 異常気象後の見回り

- ・洪水、台風、地震、融雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、ため池及び付帯施設の見回りを行い、施設状況を把握すること。

☐ 異常気象後の応急措置

- ・異常気象等後の見回りの結果、ため池に土砂や雑木等がみられる場合やため池の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

2 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

構造変化に対応した保全管理の目標に基づいた以下の活動を行うこと。

☐ 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会

☐ 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査

☐ 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査

☐ 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会

☐ 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査

☐ 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会

(別紙2)

京都府 地域活動指針及び同指針に基づく要件
(資源向上活動 (地域資源の質的向上を図る共同活動))

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

1 施設の軽微な補修

地域活動指針				活動要件
活動区分		活動項目	活動の内容	
機能診断・計画策定	機能診断	24 農用地の機能診断	☐ 施設の機能診断 ☐ 診断結果の記録管理	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実施する。
		25 水路（開水路・パイプライン）の機能診断	☐ 施設の機能診断 ☐ 診断結果の記録管理	
		26 農道の機能診断	☐ 施設の機能診断 ☐ 診断結果の記録管理	
		27 ため池（管理道路含む）の機能診断	☐ 施設の機能診断 ☐ 診断結果の記録管理	
	計画策定	28 年度活動計画の策定	☐ 年度活動計画の策定	機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。
研修		29 機能診断・補修技術等の研修	☐ 対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修 ☐ 老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修 ☐ 農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修 ☐ 資機材・機械等の操作等に関する研修	機能診断・補修技術等に関する研修について、5年間に1回以上実施する。

実践活動	農用地	30 農用地の軽微な補修等	【畦畔・農用地法面等】 ☐ 農用地法面の初期補修 ☐ 畦畔の再構築 【施設】 ☐ 暗渠施設の清掃 ☐ 農用地の除れき ☐ 鳥獣害防護柵の補修・設置 ☐ 鳥獣害防護用のわなの補修・設置 ☐ 防風ネットの補修・設置 ☐ きめ細やかな雑草対策	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、農用地の軽微な補修等、必要な活動項目を毎年度実施する。
	水路	31 水路の軽微な補修等	【水路】 ☐ 水路側壁のはらみ修正 ☐ 目地詰め ☐ 表面劣化に対するコーティング等 ☐ 不同沈下に対する早期対応 ☐ 側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修 ☐ 水路に付着した藻等の除去 ☐ 水路法面の初期補修 ☐ 破損施設の補修 ☐ きめ細やかな雑草対策 ☐ パイプラインの破損施設の補修 ☐ パイプ内の清掃 【附帯施設】 ☐ 給水栓ボックス基礎部の補強 ☐ 破損施設の補修 ☐ 給水栓に対する凍結防止対策 ☐ 空気弁等への腐食防止	

			剤の塗布等 ☐ 遮光施設の補修等	
		111 配水操作	☐ 配水操作	
	農道	32 農道の軽微な補修等	【農道】 ☐ 路肩、法面の初期補修 ☐ 軌道等の運搬施設の維持補修 ☐ 破損施設の補修 ☐ きめ細やかな雑草対策 【附帯施設】 ☐ 側溝の目地詰め ☐ 側溝の不同沈下への早期対応 ☐ 側溝の裏込材の充填 ☐ 破損施設の補修	
	ため池	33 ため池の軽微な補修等	【堤体】 ☐ 遮水シートの補修 ☐ コンクリート構造物の目地詰め ☐ コンクリート構造物の表面劣化への対応 ☐ 堤体侵食の早期補修 ☐ 破損施設の補修 ☐ きめ細やかな雑草対策 【附帯施設】 ☐ 破損施設の補修 ☐ 遮光施設の補修等	

2 農村環境保全活動

地域活動指針				活動要件
活動区分	活動項目		活動の内容	
テーマ				
計画策定	生態系保全	34 生物多様性保全計画の策定	☐ 生物多様性保全計画の策定	選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画
	水質保全	35 水質保全計画、農地	☐ 水質保全計画の策定	

		保全計画の策定	☐ 農地の保全に係る計画の策定	を毎年度策定する。
	景観形成・生活環境保全	36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	☐ 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	
	水田貯留機能増進・地下水かん養	37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	☐ 水田貯留機能増進に係る地域計画の策定 ☐ 地下水かん養に係る地域計画の策定	
	資源循環	38 資源循環計画の策定	☐ 資源循環計画の策定	
実践活動	生態系保全	39 生物の生息状況の把握	☐ 生物の生息状況の把握	選択したテーマに基づき、生態系保全を図るため、生物の生息状況の把握等の活動項目を毎年度1つ以上実施する。
		40 外来種の駆除	☐ 外来種の駆除	
		41 その他（生態系保全）	☐ 生物多様性保全に配慮した施設の適正管理 ☐ 水田を活用した生息環境の提供 ☐ 生物の生活史を考慮した適正管理 ☐ 在来生物の育成 ☐ 希少種の監視	
	水質保全	42 水質モニタリングの実施・記録管理	☐ 水質モニタリングの実施・記録管理	選択したテーマに基づき、水質保全を図るため、水質保全を考慮した施設の適正管理等の活動項目を毎年度1つ以上実施する。
		43 畑からの土砂流出対策	☐ 排水路沿いの林地帯等の適正管理 ☐ 沈砂池の適正管理 ☐ 土壌流出防止のためのクレーンベルト等の適正管理	
		44 その他（水質保全）	☐ 水質保全を考慮した施設の適正管理 ☐ 水田からの排水（濁水）管理 ☐ 循環かんがいの実施 ☐ 非かんがい期における通水 ☐ 管理作業の省力化によ	

			る水資源の保全	
	景観形成・生活環境保全	45 植栽等の景観形成活動	☐ 景観形成のための施設への植栽等 ☐ 農用地等を活用した景観形成活動	選択したテーマに基づき、景観形成・生活環境保全を図るため、植栽等の景観形成活動等の活動項目を毎年度1つ以上実施する。
		46 施設等の定期的な巡回点検・清掃	☐ 施設等の定期的な巡回点検・清掃	
		47 その他（景観形成・生活環境保全）	☐ 農業用水の地域用水としての利用・管理 ☐ 伝統的施設や農法の保全・実施 ☐ 農用地から風塵の防止活動	
	水田貯留機能増進・地下水かん養	48 水田の貯留機能向上活動	☐ 水田の貯留機能向上活動	選択したテーマに基づき、水田貯留機能増進・地下水かん養を図るため、水田の貯留機能向上活動等の活動項目を毎年度1つ以上実施する。
		49 水田の地下水かん養機能向上活動・水源かん養林の保全	☐ 水田の地下水かん養機能向上活動 ☐ 水源かん養林の保全	
	資源循環	50 地域資源の活用・資源循環活動	☐ 地域資源の活用・資源循環のための活動	選択したテーマに基づき、資源循環を図るため、地域資源の活用・資源循環活動を毎年度実施する。
啓発・普及	51 啓発・普及活動	【広報活動（パンフレット等の作成・頒布、看板設置等）、啓発活動（有識者の指導、勉強会等）】 ☐ 広報活動 ☐ 啓発活動 【地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携】 ☐ 地域住民等との交流活動 ☐ 学校教育等との連携 ☐ 行政機関等との連携		選択したテーマに基づき、地域住民等の理解を深めるための啓発・普及活動を毎年度1つ以上実施する。

		【地域内の規制等の取り 決め】 ☐地域内の規制等の取り 決め	
--	--	---	--

3 多面的機能の増進を図る活動

地域活動指針		活動要件
活動区分	活動項目	
多面的機能の増進 を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の実施とし、実施する場合は、活動項目を選 択した上で、毎年度実施 するとともに、広報活動 ・農的関係人口の拡大を 毎年度実施する。
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	
	54 地域住民による直営施工	
	55 防災・減災力の強化	
	56 農村環境保全活動の幅広い展開	
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	
	58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施	
	58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	
	60 広報活動・農村関係人口の拡大	

第2 活動の説明

1 施設の軽微な補修

(1) 機能診断・計画策定

ア 機能診断

①農用地の機能診断

☐施設の機能診断

- ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット等の状況確認を行うこと。

☐診断結果の記録管理

- ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

②水路（開水路、パイプライン）の機能診断

☐施設の機能診断

- ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（は

らみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所の把握等）を行うこと。

- ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（給水栓ボックスの基礎部の状況、破損箇所の把握、調整施設の遮光施設の状況等）を行うこと。

☐ 診断結果の記録管理

- ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

③農道の機能診断

☐ 施設の機能診断

- ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（側溝の目地部分の劣化状況、側溝の劣化状況、側溝背面の劣化状況、路肩・法面の侵食状況、破損箇所の把握等）を行うこと。

☐ 診断結果の記録管理

- ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

④ため池（管理道路含む）の機能診断

☐ 施設の機能診断

- ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（遮水シートの劣化状況、目地部分の劣化状況、コンクリート構造物の表面劣化状況、堤体部の侵食状況、遮光施設の状況、破損箇所の把握等）を行うこと。

☐ 診断結果の記録管理

- ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

イ 計画の策定

☐ 年度活動計画の策定

- ・機能診断結果も踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。

（２）研修（機能診断・補修技術等の研修）

☐ 対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修

- ・対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。

☐ 老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修

- ・対象組織による施設の長寿命化を図るための補修、更新等が行えるように、

技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。

□農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修

- ・対象組織による農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。

□資機材・機械等の操作等に関する研修

- ・対象組織による施設の適正管理を適切かつ安全に行えるように、草刈機等の資機材・機械等の操作やメンテナンスに関する講習会の実施や、草刈機取扱作業安全衛生教育講座の受講等を行うこと。

(3) 実践活動

ア 農用地に関する活動内容

①農用地の軽微な補修等

【畦畔・農用地法面等】

□農用地法面の初期補修

- ・降雨による影響等で農用地法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。

□畦畔の再構築

- ・形状の劣化、沈下、破損等がみられる畦畔（土、コンクリート問わず）の幅や高さ等の形状回復等の対策を行うこと。

【施設】

□暗渠施設の清掃

- ・暗渠施設への高圧水による清掃等を実施し、機能の回復等の対策を行うこと。

□農用地の除れき

- ・生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、石れき等の除去を行うこと。

□鳥獣害防護柵の補修・設置

- ・鳥獣被害防止のための防護柵の補修や設置等を行うこと。

□鳥獣害防護用のわなの補修・設置

- ・鳥獣害防止のためのわなの補修や設置等を行うこと。ただし、わなの設置については狩猟免許や捕獲許可が必要であるため、注意すること。なお、鳥獣に関する他事業等と重複しないこと。

□防風ネットの補修・設置

- ・防風ネットの補修を行うこと。又は新たに防風ネットを設置すること。

□きめ細やかな雑草対策

- ・畦畔又は農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生の抑制のために、「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、又は、薬剤

による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

イ 水路に関する活動内容

①水路の軽微な補修等

【水路】

☐水路側壁のはらみ修正

- ・柵渠等により整備された水路の側壁部にはらみが発見された場合、はらみ修正等の対策を行うこと。

☐目地詰め

- ・U字溝等のコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

☐表面劣化に対するコーティング等

- ・コンクリート構造物等の表面が劣化していた場合、表面部へのコーティング剤の塗布等の対策を行うこと。

☐不同沈下に対する早期対応

- ・水路敷きが一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。

☐側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修

- ・柵渠等の水路側壁の背面に土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分への裏込め材の充填、水路耕畔を補強する等の対策を行うこと。

☐水路に付着した藻等の除去

- ・除塵機の破損や通水障害を解消するため、除塵機や水路内に繁茂した藻や水生植物を除去する等の対策を行うこと。

☐水路法面の初期補修

- ・法面に侵食や漏水が発見された場合、補修・補強等の対策を行うこと。

☐破損施設の補修

- ・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

☐きめ細やかな雑草対策

- ・水路法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

☐パイプラインの破損施設の補修

- ・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

☐パイプ内の清掃

- ・パイプライン及び排泥工等の付帯施設内に堆積した土砂やゴミ等を除去するために、高圧水による除去活動等の対策を行うこと。

【附帯施設】

☐給水栓ボックス基礎部の補強

- ・特に洗掘を受けやすい給水栓ボックス付近の洗掘が判明した場合、補修等の対策を行うこと。

☐破損施設の補修

- ・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

☐給水栓に対する凍結防止対策

- ・特に冬期間を中心とした低温期及び夜間の低温を原因とするパイプ等の破裂防止のために給水栓ボックスに保温材を投入するなどの保温対策を行うこと。

☐空気弁等への腐食防止剤の塗布等

- ・空気弁、バルブ、制御施設等のパイプライン附帯施設の機能を継続的に発揮させるために、腐食防止剤の塗布、清掃等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

☐遮光施設の補修等

- ・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。

②配水操作

☐配水操作

- ・地域の配水計画に基づいて、配水操作を行うこと。

ウ 農道に関する活動内容

①農道の軽微な補修等

【農道】

☐路肩、法面の初期補修

- ・降雨による影響等で路肩・法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。

☐軌道等の運搬施設の維持補修

- ・軌道等の運搬施設に劣化等による障害が発生している場合、維持、補修等の対策を行うこと。

☐破損施設の補修

- ・破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。

☐きめ細やかな雑草対策

- ・路肩又は法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地

上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

【附帯施設】

□側溝の目地詰め

- ・U字溝などのコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

□側溝の不同沈下への早期対応

- ・側溝が一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。

□側溝の裏込材の充填

- ・側溝側壁の背面で土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分に裏込め材の充填等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

- ・破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。

エ ため池に関する活動内容

①ため池の軽微な補修等

【堤体】

□遮水シートの補修

- ・遮水シートに破損がみられた場合、部分的に補修する等の対策を行うこと。

□コンクリート構造物の目地詰め

- ・コンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

□コンクリート構造物の表面劣化への対応

- ・コンクリート構造物等の表面に劣化が発見された場合、表面部にコーティング剤を塗布する等の対策を行うこと。

□堤体侵食の早期補修

- ・堤体の表面に侵食がみられた場合、補修等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

- ・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□きめ細やかな雑草対策

- ・ため池法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

【附帯施設】

□破損施設の補修

- ・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□遮光施設の補修等

- ・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。

2 農村環境保全活動

(1) 計画策定

ア 生態系保全

□生物多様性保全計画の策定

- ・地域における生物多様性保全に向けて、基本方針、保全する生物、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

イ 水質保全（水質保全計画、農地保全計画の策定）

□水質保全計画の策定

- ・地域における水質保全に向けて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

□農地の保全に係る計画の策定

- ・地域における農地からの濁水や土砂流出の防止に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。

ウ 景観形成・生活環境保全

□景観形成計画、生活環境保全計画の策定

- ・地域における景観形成・生活環境保全に向けて、基本方針、目標達成方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

エ 水田貯留機能増進・地下水かん養（水田貯留機能増進・地下水かん養計画の策定）

□水田貯留機能増進に係る地域計画の策定

- ・地域における水田等を利用した水田貯留機能増進に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。

□地下水かん養に係る地域計画の策定

- ・地域における水田等を利用した地下水かん養に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。

オ 資源循環

□資源循環計画の策定

- ・地域における資源循環のために、基本方針、循環する資源、循環方法、活動

内容等を示した計画を策定すること。

(2) 実践活動

ア 生態系保全

①生物の生息状況の把握

□生物の生息状況の把握

- ・地域における生物多様性保全を推進するために、保全する生物を中心とした生物等の調査を行うこと。地域に生息・生育する生物、又は保全する生物の分布図を、地域情報が把握できる地形図を活用して作成すること。
- ・地域において保全する生物の動向を把握するために、モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。

②外来種の駆除

□外来種の駆除

- ・地域における生物多様性保全のため、外来の魚類等の生物を駆除する活動を行うこと。

③その他（生態系保全）

□生物多様性保全に配慮した施設の適正管理

- ・地域において保全する生物（主に魚類）の生息環境を創出するワンドの設置、石積み・多孔コンクリートによる護岸等を行った水路や多自然型に復元した水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚巢ブロック等を設置し、適正な維持管理を行うこと。
- ・地域における魚類の生息環境を改善する魚道や段差解消等を行った水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚道等を設置し、適正な維持管理を行うこと。
- ・地域における魚類等の生息環境を改善するために、水路への堰板の設置等を通じて、流速、水深の管理を行うこと。又は、保全池等の水位管理を行うこと。
- ・動物等の生息環境改善のために、植栽等によって確保した連続性のある緑地帯や動物等が道路や水路を横断しやすくするような施設について、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに道路や水路を横断しやすくするような施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。

□水田を活用した生息環境の提供

- ・遊休農地等をビオトープとして位置付けるとともに、畦畔の維持や水管理等による適正な維持管理を行うこと。
- ・鳥類の餌場、ねぐらの確保又は両生類や昆虫類の産卵等のために、作物の収穫後の水田を湛水状態にする活動を行うこと。
- ・渡り鳥への保護活動として、遊休農地等を利用して鳥の餌となる植物の栽培

等を行うこと。

- ・魚類、両生類等の生息場、待避場を確保するため、ほ場内に小水路等を設置し、適正な維持管理を行うこと。

□生物の生活史を考慮した適正管理

- ・地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した草刈りを行うこと。なお、その際は水路等内の刈草等とともに捕獲された生物を水路等に戻すこと。
- ・地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した水路の泥上げを行うこと。なお、その際は土砂とともにすくい上げられた生物を水路等に戻すこと。
- ・地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、農用地から林地等までを移動範囲とする生物のネットワークを考慮して、農用地・林地等の適正な維持管理を行うこと。

□在来生物の育成

- ・生物多様性保全の観点から、地域内に以前から生息していたが、近年減少していると感じられる生物について、放流・植栽するなど、生息環境を継続的に確保するための適正な維持管理を行うこと。
- ・水路法面や畦畔等に植栽する場合、通常地域内に生息しない植物を植栽するのではなく、通常地域内に生息する在来植物を植栽するとともに、定期的な草刈り等による適正な維持管理を行うこと。
- ・基礎活動としてため池の水抜きを行った後、外来種以外の魚類等の生息が確認された場合に、元のため池に戻すか、連続性のある同一水系のため池や河川等に移植すること。
- ・デコイ（鳥の模型）や遮光壁の設置・管理や鳴き声を発生させる等の、鳥類の呼び寄せに寄与する活動を行うこと。
- ・鳥類の生息環境の改善のために、巣箱を設置・管理すること。

□希少種の監視

- ・地域における生物多様性保全のために、水路、ため池等に希少種が生息・生育する場合、乱獲等を防ぐための定期的な監視を行うこと。

イ 水質保全

①水質モニタリングの実施・記録管理

□水質モニタリングの実施・記録管理

- ・水質の動向を把握するために、水質モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。

②畑からの土砂流出対策

□排水路沿いの林地帯等の適正管理

- ・水質保全に向けて、畑からの濁水等の流出抑制を図るために排水路沿いに設

置した林地帯等について、下草刈り等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに林地帯等の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。

□沈砂池の適正管理

- ・水質保全に向けて、土砂堆積機能の効果的発揮や浮遊物の流出防止を図るため、沈砂池や土砂溜樹の泥上げやその施設への植栽を行い、適正な管理を行うこと。又は、新たに沈砂池の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。

□土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理

- ・水質保全に向けて、農用地からの土壌流出を抑制するために設置したグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）について、適正な維持管理を行うこと。又は、新たにグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
- ・水質保全に向けて、作物収穫後に通常裸地期間となる場合、土壌流出を抑制するために営農目的以外で流出防止対策（マルチ、敷きわら、植物の植栽等）を行い、適正な維持管理を行うこと。

③その他（水質保全）

□水質保全を考慮した施設の適正管理

- ・水質保全のために、排水路やため池内に植栽したヨシ等の植物について、適正な時期に刈り取りを行い、排水路やため池外に搬出し処分する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たにヨシ等を植栽し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
- ・水質保全のために、排水路やため池内に設置した木炭等の接触材を利用した浄化施設等の水質改善施設について、接触材を定期的に更新する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たに水質改善施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。
- ・水質保全のために、排水路に設置した浄化池について、泥上げ、清掃等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たに浄化池を設置して適正な維持管理を行うこと。

□水田からの排水（濁水）管理

- ・水田からの濁水流出防止を図るために、濁水がほ場内に滞留して浮遊（懸濁）物質の沈殿が図られるように、排水止水板を設置し、その適正な維持管理を行うこと。

□循環かんがいの実施

- ・地域内外の水質を保全するため、地域内での循環かんがいを実施すること。

□非かんがい期における通水

- ・水質改善や悪臭発生防止のために、非かんがい期においてもゲート等の適正な管理等によって水路に通水すること。

□管理作業の省力化による水資源の保全

- ・管理作業を省力化し、水資源の逼迫や下流閉鎖水域の水質悪化を改善するため、末端ゲート・バルブ又は給水栓・取水口の自動化等を行うこと。

ウ 景観形成・生活環境保全

①植栽等の景観形成活動

□景観形成のための施設への植栽等

- ・農用地（畦畔、防風林含む）、水路、ため池、農道（路肩含む）を活用して景観を良くするために、花壇、植生土のうの設置や景観植物の植栽を行うとともに、ゴミの除去等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
- ・景観形成のために、水路等に水生植物（花き等）を植栽するとともに、補植等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
- ・景観形成のために、農道の歩道部分を木材チップで覆う等の活動を行うこと。

□農用地等を活用した景観形成活動

【農用地等を活用した景観形成活動】

- ・農用地等の資源が活用されて形成される良好な景観を維持、改善するため、農用地周辺の屋敷林の適正管理、廃屋（使用されなくなった農具小屋等）の撤去又は周辺景観に配慮した利活用、複数の施設の壁の同系色化等の活動を実施し、景観形成を図ること。

【農用地等を活用した景観に配慮した作付け】

- ・農用地への作物の作付け及び輪作を行う際に、農用地への景観作物の作付けや景観に配慮した輪作を行うこと。
- ・農村の景観を良好にするために、遊休農地等に景観植物等の植栽を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

②施設等の定期的な巡回点検・清掃

□施設等の定期的な巡回点検・清掃

- ・地域内の景観保全及び生活環境保全のために、ゴミの不法投棄防止のための巡回点検を行うこと。
- ・地域内の景観保全及び生活環境保全のために、農用地、開水路、パイプライン付帯施設、ため池、農道等の施設周辺のゴミを定期的に除去すること。
- ・地域の重要な通行の場となっている農道の除雪を行うこと。
- ・畦畔法面の管理作業を省力化し、管理の粗放化による病虫害の増加、景観の悪化等を防止するため、法面への小段（犬走り）の設置を行うこと。

③その他（景観形成・生活環境保全）

□農業用水の地域用水としての利用・管理

- ・農業用水を生活用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように利用区間の水路底やその周辺部の清掃及び適正な維持管理を行うこと。
- ・農業用水を防火用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように防火水槽の定期的な清掃、防火訓練への協力、水位確保のための堰板管理等を行うこと。
- ・農業用水を消流雪用に利用するとともに、その適正な利用が可能となるように降雪期前の点検、補修、及びその他期間にも適正な維持管理を行うこと。
- ・集落内にある水路を親水空間として利活用し、定期的な清掃等により、適正な維持管理を行うこと。
- ・農村の水辺空間の景観形成を図るため、非かんがい期においても、ため池に貯水すること。

□伝統的施設や農法の保全・実施

- ・はさ掛け等の伝統農法の実践を通じて農村特有の景観形成を図ること。
- ・地域に賦存する歴史的な価値のある農業施設の保全を行うこと。
- ・景観形成のために、機械作業が不可能な棚田等の石垣法面の草刈りや補修等を適正に行うこと。

□農用地からの風塵の防止活動

- ・農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽を行い、適正な維持管理を行う等の活動を行うこと。又は、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

エ 水田貯留機能増進・地下水かん養

①水田の貯留機能向上活動

□水田の貯留機能向上活動

- ・大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行うこと。
- ・大雨時の水田での貯留効果を向上させるため、畦畔の嵩上げ等を行うこと。
- ・大雨時に、水田への湛水による一時貯留やため池の空容量を活用し、貯留機能を向上させるため、ゲート等の操作や排水ポンプの稼働を行うこと。

②水田の地下水かん養機能向上活動・水源かん養林の保全

□水田の地下水かん養機能向上活動

- ・水田の持つ地下水かん養機能を発揮させるため、かんがい・防除等の営農以外の目的で水田への水張りを行うこと。又は、新たにポンプを設置し、計画

に基づいた水田への湛水を行うこと。

- ・水田の持つ地下水かん養機能を効果的に発揮させるため、収穫後に耕起を行うこと。

□水源かん養林の保全

- ・地下水かん養の便益を受ける地域が上流域の地域と連携を取りながら、水源かん養林を対象にした保全活動を行うこと。

オ 資源循環

①地域資源の活用・資源循環活動

□地域資源の活用・資源循環のための活動

【有機性物質のたい肥化】

- ・資源の循環を推進するために、家庭からの生ゴミ等を収集し、たい肥化を図ること。
- ・資源の循環を推進するために、農業集落排水施設から発生する汚泥を収集し、たい肥化を図ること。

【間伐材等を利用した防護柵等の適正管理】

- ・地域及び周辺で産出される間伐材を利用して設置した防護柵について、破損があった場合などには早急な対応を行うなど、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに間伐材を利用した防護柵を設置し、維持管理すること。

【農業用水の反復利用】

- ・地域において農業用水を有効活用するために、農業用水を反復して循環的な利用を行うこと。又は、新たに排水の再利用が可能となるポンプを設置し、計画に基づいた通水を行うこと。

【小水力発電施設の適正管理】

- ・地域内にある水路に設置した小水力発電施設について、継続的に発電が可能となるような適正な維持管理を行うこと。又は、新たに発電施設を設置し、維持管理すること。又は、小水力発電の導入に向けた実験活動を行うこと。

(3) 啓発・普及

ア 啓発・普及活動

【広報活動（パンフレット等の作成・頒布、看板設置等）、啓発活動（有識者の指導、勉強会等）に関する活動内容】

□広報活動

- ・農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。
- ・外来種の侵入防止や駆除に対する理解を醸成する活動を行うこと。

□啓発活動

- ・地域の農村環境保全のために、農村環境の各テーマに詳しい専門家の意見を伺う等、有識者の指導・助言を得ること。
- ・地域で保全する生物の種類を検討するためや、地域の水質保全計画・景観形成計画等を策定するため等に、集落等での寄合等の場を活用した勉強会等を行うこと。

【地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携に関する活動内容】

□地域住民等との交流活動

- ・活動を契機として、農村環境保全活動に対する地域住民等の関心を高めるために、地域住民等との交流活動を行うこと。
- ・地域における生物多様性保全、景観形成等への認識を高めるために、地域内の水路等でみられる生物を対象とした観察会や地域の農村環境を再点検するためのウォーキング等を行うこと。
- ・生物多様性保全への意識向上のために設置した植物等の観察路や鳥の観察台について、定期的なゴミ除去等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに観察路等を設置し、管理を行うこと。
- ・農村環境保全活動に取り組む団体との意見交換会の実施等により、連携を図ること。
- ・地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により、連携を図ること。

□学校教育等との連携

- ・農村環境保全活動の啓発等のために、テーマに応じた出前講座や体験の場の提供等により、小中学校、高等学校、幼稚園等と連携を図ること。

□行政機関等との連携

- ・市町村が田園環境整備マスタープランを策定（変更）する際に、地域における生息生物、水質等の各テーマに関する情報を提供したり、内容について意見を述べる。また、地域での活動等をマスタープランに位置付ける等の連携強化を図ること。
- ・市町村等が作成する広報誌について、地域における生息生物・景観等についての情報を提供したり、地域の活動実績等を投稿すること。

【地域内の規制等の取り決めに関する活動内容】

□地域内の規制等の取り決め

- ・農村環境保全活動を推進していくために、規制（ルール、約束事等）について、地域の合意の下で取り決めること。

3 多面的機能の増進を図る活動

□遊休農地の有効活用

- ・地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動を行うこと。
- 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化
 - ・鳥獣被害防止のための対策施設の設置や鳥獣緩衝帯の整備・保全管理、農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止、有害鳥獣の追い払い等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。
- 地域住民による直営施工
 - ・農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動を行うこと。
- 防災・減災力の強化
 - ・水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化等、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動を行うこと。
- 農村環境保全活動の幅広い展開
 - ・農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動を行うこと（地域資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、1テーマを選択し農村環境保全活動を実施する対象組織及び4に定める活動を実施する対象組織が対象）。
- やすらぎ・福祉及び教育機能の活用
 - ・地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動を行うこと。
 - ・地域内外の法人、専門家、教育機関等と連携した農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動を行うこと。
- 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化
 - ・農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動を行うこと。
- 広域活動組織における活動支援班による活動の実施
 - ・広域活動組織において、集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置された活動支援班が活動を行うこと。
- 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化
 - ・多面的機能支払交付金実施要領別記1－2の5に定める活動を行うこと。ただし、5割低減の取組と組み合わせての実施及び長期中干しにおける溝切りの実施の要件は適用しないものとする。
- 広報活動・農村関係人口の拡大
 - ・多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画の促進や地域外からの呼び込みによる農村関係人口の拡大のために、パンフレット、機関誌等

の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。

4 多面的機能の増進を図る活動における「農村環境保全活動の幅広い展開」の対象組織

3における「農村環境保全活動の幅広い展開」の対象組織は、地域資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、当該農村環境保全活動とは異なる1テーマ以上の農村環境保全活動を選択及び実施する対象組織、又は以下の高度な保全活動を実施する対象組織とする。

(1) 農業用水の保全

ア 循環かんがいによる水質保全

□循環かんがい施設の保全等

- ・循環かんがいにより地域の河川、湖沼等の水質改善を図るために、ポンプの分解点検清掃及び循環池のゴミ・土砂の除去を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、周辺水域への負荷の軽減効果を確認すること。

イ 浄化水路による水質保全

□水路への木炭等の設置

- ・農業用排水の水質改善を図るために、水路又はため池に水質浄化施設（木炭・れき・織布等の接触材、ヨシやガマ等の水質浄化植物等）を設置し、浄化施設の適正な維持管理（施設の清掃、植物の刈り取り）を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、水質を確認すること。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

ウ 地下水かん養

□冬期湛水等のためのポンプ設置

- ・農業用水源としての地域の地下水をかん養するために、ポンプを設置し、かんがい・防除等の営農目的以外で、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。

エ 持続的な水管理

□末端ゲート・バルブの自動化等

- ・管理の粗放化による溢水や水資源の逼迫等の地域の水管理に関する問題を改善するため、末端ゲート・バルブの自動化等を行うこと。

□給水栓・取水口の自動化等

- ・管理の粗放化による水資源の逼迫や閉鎖水域の水質悪化等の地域の水環境に関する問題を改善するため、給水栓・取水口の自動化等を行うこと。

(2) 農地の保全

ア 土壌流出防止

□グリーンベルト等の設置

- ・農地等からの土壌流出を防止するために、農地周辺の水路沿い等にグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

□防風林の設置

- ・活動計画書に位置付けた農地において、農地等からの砂塵飛散を防止するために、農地に隣接する防風林を設置し、枝払いや草刈り、除草等の適正な維持管理を行うこと。

（３）地域環境の保全

ア 生物多様性の回復

□水田魚道の設置

- ・地域における保全対象となる生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水田と排水路の間等に適切な小規模魚道を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

□水路魚道の設置

- ・地域における対象となる生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水路に適切な魚道を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

□生息環境向上施設の設置

- ・地域における対象となる生物（魚類等）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、水路、遊休農地等にワンド、ビオトープ、石積み・多孔コンクリート護岸等を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる生物の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

□生物の移動経路の確保

- ・地域における保全対象となる生物の移動経路の確保のために、対象となる野生生物を特定した上で、道路や水路を横断しやすくするような施設（水路蓋、農道下の暗渠等）を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる生物の移動経路が確保されていることについて適切にモニタリング調査を行うこと。

イ 水環境の回復

□水環境回復のための節水かんがいの導入

- ・排水の再利用等により、かんがい用水の取水量を節減し、地域の水環境の回

復を図るために、排水の再利用が可能となるようポンプ等を設置し、計画に基づいた通水を行うこと。

ウ 持続的な畦畔管理

□カバープランツ（地被植物）の設置

- ・管理の粗放化による病虫害の増加、法面浸食、景観の悪化等を防止するために、カバープランツを設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

□法面への小段（犬走り）の設置

- ・管理の粗放化による病虫害の増加や、景観の悪化等を防止するために、法面へ小段を設置すること。

（４）専門家の指導

□専門家による技術的指導の実施

- ・対象活動に関する専門的な知見又は技能を有している者の指導や助言を受け対象活動に取り組むこと。また、指導内容及びその反映状況を記録すること。

(別紙3)

京都府 地域活動指針及び同指針に基づく要件
(資源向上活動 (施設の長寿命化のための活動))

第1 対象となる施設区分、活動項目 (実践活動)

施設区分		活動項目	活動の内容
集落が 管理す る施設	水路 (開水 路) (ハイドラ ン)	61 水路の補修	【水路本体】 ☐ 水路の破損部分の補修 ☐ 水路の老朽化部分の補修 ☐ 水路側壁の嵩上げ ☐ U字フリューム等既設水路 の再布設 【附帯施設】 ☐ 集水枡、分水枡の補修 ☐ ゲート、ポンプの補修 ☐ 安全施設の補修
		121 取水施設の補修	【附帯施設】 ☐ 取水施設の補修
		122 水路法面等の補修	【附帯施設】 ☐ 水路法面等の補修
		123 水路の浚渫 (頭首工を含む)	【附帯施設】 ☐ 水路の浚渫 (頭首工を含む)
		62 水路の更新等	【水路本体】 ☐ 素掘り水路からコンクリート水路 への更新 ☐ 水路の更新 (一路線全体) ☐ 法面管理用小段の設置・更新 【附帯施設】 ☐ ゲート、ポンプの更新 ☐ 安全施設の設置
		124 取水施設の更新	【附帯施設】 ☐ 取水施設の更新
	農道	63 農道の補修	【農道本体】 ☐ 農道路肩、農道法面の補修 ☐ 舗装の打換え (一部) 【附帯施設】 ☐ 農道側溝の補修
		125 橋梁の補修	【附帯施設】 ☐ 橋梁の補修

		64 農道の更新等	【農道本体】 ☐ 未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト） ☐ 法面管理用小段の設置・更新 【附帯施設】 ☐ 側溝蓋の設置 ☐ 土側溝をコンクリート側溝に更新
	ため池	65 ため池の補修	【ため池本体】 ☐ 洗掘箇所の補修 ☐ 漏水箇所の補修 【附帯施設】 ☐ 取水施設の補修 ☐ 洪水吐の補修 ☐ 安全施設の補修
		126 浚渫	【ため池本体】 ☐ 浚渫
		66 ため池（附帯施設）の更新等	【附帯施設】 ☐ ゲート、バルブの更新 ☐ 安全施設の設置
農地に 係る 施設	農地	138 法面管理用小段の補修	☐ 法面管理用小段の補修
		131 畦畔除去	☐ 畦畔除去
		132 客土	☐ 客土
		139 法面勾配の緩和、法面管理用小段の設置・更新	☐ 法面勾配の緩和、法面管理用小段の設置・更新
	排水施設	133 暗渠・明渠排水の補修	☐ 暗渠・明渠排水の補修
		134 暗渠・明渠排水の設置	☐ 暗渠・明渠排水の設置
	給排水施設	135 給排水施設の補修	☐ 給排水施設の補修
		136 給排水施設の設置	☐ 給排水施設の設置
	鳥獣害 対策 施設	137 鳥獣害防護柵の補修	☐ 鳥獣害防護柵の補修
		140 鳥獣害防護柵の更新	☐ 鳥獣害防護柵の更新

第2 活動の説明

1 実践活動

ア 水路（開水路、パイプライン）に関する対象活動

①水路の補修

【水路本体】

☐水路の破損部分の補修

- ・ ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊など、水路の一部区間が破損している場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

☐水路の老朽化部分の補修

- ・ 目地の劣化やコンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離など、水路の一部区間が老朽化している場合、老朽化の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

☐水路側壁の嵩上げ

- ・ 水路敷きの不同沈下により溢水するといった通水機能に支障が生じている場合、水路側壁を嵩上げすることによる対策を行うこと。

☐U字フリューム等既設水路の再布設

- ・ 水路敷きの不同沈下により溢水や漏水、あるいは、土砂の堆積など、通水機能に支障が生じている場合、U字フリューム等既設水路の再布設による対策を行うこと。

【附帯施設】

☐集水枡、分水枡の補修

- ・ 集水枡、分水枡の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

☐ゲート、ポンプの補修

- ・ ゲート、ポンプの破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

☐安全施設の補修

- ・ 水路内への侵入や転落を防止するフェンスなど安全施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

②取水施設の補修

☐取水施設の補修

- ・ 取水を円滑に行うため、井堰、井戸等の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

③水路法面等の補修

☐水路法面等の補修

- ・ 水路法面等における張りコンクリート等の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

④水路の浚渫（頭首工を含む）

☐水路の浚渫（頭首工を含む）

- ・土砂の堆積などにより通水機能に支障が生じており、清掃や泥上げなど日常の管理だけでは解消が困難な場合、機械等を用いて浚渫を行うなどの対策を行うこと。

⑤水路の更新等

【水路本体】

☐素掘り水路からコンクリート水路への更新

- ・水路法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の水路に更新するなどの対策を行うこと。

☐水路の更新（一路線全体）

- ・老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が路線全体を通じて生じている場合、水路の路線全体の更新による対策を行うこと。

☐法面管理用小段の設置・更新

- ・草刈り等の日常管理に支障が生じている水路法面において、管理用小段の設置、更新を行うこと。

【附帯施設】

☐ゲート、ポンプの更新

- ・老朽化等により機能に支障が生じているゲート、ポンプの更新等の対策を行うこと。

☐安全施設の設置

- ・水路内への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

⑥取水施設の更新

☐取水施設の更新

- ・取水に支障をきたしている井堰、井戸等について、施設全体を改修するなど更新による対策を行うこと。

イ 農道に関する対象活動

①農道の補修

【農道本体】

☐農道路肩、農道法面の補修

- ・農道路肩、農道法面に侵食や土砂の崩壊などが生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

☐舗装の打換え（一部）

- ・老朽化等により農道の舗装路面の凹凸、轍、ひび割れ等がみられた場合、その一部を撤去するなどした後、新たに舗装するなどの対策を行うこと。

【附帯施設】

□農道側溝の補修

- ・ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊といった破損や目地の劣化、コンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離等といった老朽化が生じている場合、当該箇所状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

②橋梁の補修

□橋梁の補修

- ・通行上、支障をきたすことのないよう、床板、舗装箇所の補修等の対策を行うこと。また、安全対策のため、高欄の補修対策を行うこと。

③農道の更新等

【農道本体】

□未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト）

- ・未舗装農道において、農道の維持管理等に支障が生じている場合、新たに路面を舗装することによる対策を行うこと。

□法面管理用小段の設置・更新

- ・草刈り等の日常管理に支障が生じている農道法面において、管理用小段の設置、更新を行うこと。

【附帯施設】

□側溝蓋の設置

- ・農道において、側溝に蓋がないために車両通行時に脱輪したり、農業機械の移動や作業等に伴って側溝を傷付けるなどの恐れがある場合、当該箇所に新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。

□土側溝をコンクリート側溝に更新

- ・土側溝において、側溝法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の側溝に更新するなどの対策を行うこと。

ウ ため池に関する対象活動

①ため池の補修

【ため池本体】

□洗堀箇所の補修

- ・ため池において、堤体が洗堀されている場合、土のうを積んで補修する等の対策を行うこと。

☐漏水箇所の補修

- ・ため池において、老朽化等による堤体からの漏水等がみられた場合、遮水シートを設置する等の対策を行うこと。

【附帯施設】

☐取水施設の補修

- ・ため池の竖樋、底樋、斜樋などの取水施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

☐洪水吐の補修

- ・ため池の洪水吐の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

☐安全施設の補修

- ・転落防止や危険区域内への立入り防止等のために設置されている安全施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

②浚渫

☐浚渫

- ・集中豪雨等に備え、貯水量確保のため、また、営農上必要なため池の貯水量を確保するため、ため池内の浚渫を行うこと。

③ため池の更新等

☐ゲート、バルブの更新

- ・老朽化等により機能に支障が生じているため池のゲート、バルブの更新等の対策を行うこと。

☐安全施設の設置

- ・ため池への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

エ 農地に関する対象活動

①法面管理用小段の補修

☐法面管理用小段の補修

- ・農用地法面に設置した小段の補修を行うこと。

②畦畔除去

☐畦畔除去

- ・営農の効率化等を目的として、畦畔の除去等を行うこと。

③客土

☐客土

- ・土質及び土壌構造改良を目的として、田の基盤への客土を行うこと。

④法面勾配の緩和、法面管理用小段の設置・更新

☐法面勾配の緩和、法面管理用小段の設置・更新

- ・草刈り等の日常管理に支障が生じている農地法面において、法面勾配の緩和や管理用小段の設置、更新等の安全対策を行うこと。

オ 排水施設に関する対象活動

①暗渠・明渠排水の補修

☐暗渠・明渠排水の補修

- ・排水不良により、支障が生じている農地において、暗渠・明渠排水等の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

②暗渠・明渠排水の設置

☐暗渠・明渠排水の設置

- ・排水不良により、支障が生じている農地において、暗渠・明渠排水等の設置を行うこと。

カ 給排水施設に関する対象活動

①給排水施設の補修

☐給排水施設の補修

- ・一筆排水施設、一筆取水施設、バルブ等の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

②給排水施設の設置

☐給排水施設の設置

- ・一筆排水施設、一筆取水施設、バルブ等の更新、設置等を行うこと。

キ 鳥獣害対策施設に関する対象活動

①鳥獣害防護柵の補修

☐鳥獣害防護柵の補修

- ・農地周りに設置の鳥獣害防護柵の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

②鳥獣害防護柵の更新

☐鳥獣害防護柵の更新

- ・鳥獣害防護柵の形状の劣化、破損等が見られる場合、更新等より対策を行うこと。